

## 子どもに対する性行為等に関する規制の現状

罪 名	禁止されている行為	罰 則
強姦罪（刑法第177条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫すること</li><li>・ 13歳未満の女子を姦淫すること（暴行又は脅迫がなくても該当）</li></ul>	3年以上の有期懲役
強制わいせつ罪（刑法第176条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の男女にわいせつな行為をすること</li><li>・ 13歳未満の男女にわいせつな行為をすること（暴行又は脅迫がなくても該当）</li></ul>	6月以上10年以下の懲役
児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童（18歳未満の者）等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等を行うこと</li></ul>	5年以下の懲役又は300万円以下の罰金
淫行等（青少年健全育成条例【例】）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年（18歳未満の者）に対し、淫行又はわいせつな行為をすること</li></ul>	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金